

名古屋市農業委員会 令和6年第2回総会 議 事 録

- 開催日時 令和6年2月20日（火） 開始：午後2時00分、終了：午後2時41分
- 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室
- 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	8 人	出 席 数	16 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 事務局職員出席者（課長級以上）

事務局長、事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、
中川農政課長、港農政課長

- その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（係長級以下）6人

- 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第7号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第8号議案 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について

第9号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第10号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第11号議案 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認について

第12号議案 農用地利用集積計画の決定について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

②遊休農地にかかる利用意向調査の実施状況について

(4) その他

(5) 閉会

令和6年第2回総会 委員出欠状況

出席農業委員（15名）

1番	小 畠 盛 夫 委員	2番	成 田 秋 義 委員
3番	山 口 幸 江 委員	4番	近 藤 正 俊 委員
5番	福 島 茂 俊 委員	6番	木 村 幸 廣 委員
7番	川 本 美 幸 委員	8番	箕 浦 基 伸 委員
9番	布 目 巳佐子 委員	10番	二 村 新 一 委員
11番	横 井 昭 男 委員	12番	熊 澤 政 巳 委員
13番	清 水 久 一 委員	14番	安 井 勝 春 委員
15番	安 井 秀 樹 委員	16番	横 井 庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（12名）

17番	久 野 隆 博 委員	18番	山 口 儀 明 委員
19番	若 松 邦 義 委員	20番	石 田 正 彦 委員
21番	松 原 道 直 委員	22番	伊 藤 正 幸 委員
23番	安 井 正 敏 委員	24番	横 井 慎 一 委員
25番	木 村 正 男 委員	26番	神 野 貞 雄 委員
27番	竹 川 孝 司 委員	28番	坂 野 嘉 紀 委員

令和 6 年第 2 回総会（令和 6 年 2 月 20 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 6 年第 2 回総会を始めさせていただきます。 また、本日は総会後に全員協議会の開催が予定されておりますので、よろしくお願いいたします。 それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	先の 13 日の農業者の意見交換会、そして今日の総会、大変ご苦勞様です。 ただいまより、令和 6 年第 2 回総会を開会いたします。 本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 それでは、本日の議案といたしまして、第 7 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 12 号議案「農用地利用集積計画の決定について」までの 6 議案の審議を行います。また、報告事項を 2 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。 限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。 それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 15 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 12 人のご出席で
ございます。

次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、安井
勝春委員及び安井秀樹委員の両委員にお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まず始めに、お願いがございます。総会での発言は、全て議
事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手を
し、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下
さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお
願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 7 号議案、農地法第 3 条の規定による所
有権移転許可申請について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番
号 1-5 について、5 番、福島委員、お願いいたします。

福島委員

受付番号 1-5 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員
で、2 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。

始めに、譲渡人と譲受人は、養子縁組による姉妹で、今回親
族間贈与により、持分の一部を所有権移転することになったも
のです。

申請地は、ハーブや野菜が栽培されており、良好に肥培管理
されていました。

また、譲受人は既に、農業経営を担っており、全ての農地が
良好に管理されていることを確認しました。権利取得後も、引

	き続き 適正に管理されるものと見込まれます。 以上のことから、何ら問題はないと思いますのでよろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-11 について、13 番、清水委員、お願いいたします。
清水委員	受付番号 4-11 につきまして、坂野推進委員さん及び事務局職員とで、2 月 2 日に調査した結果を報告します。 本件は、譲渡人が営農規模縮小のため、譲受人は営農規模拡大を希望され、所有権移転するために許可申請されたものです。 申請地の港区藤高二丁目の 1 筆は、畑として登記されている土地です。現地は、遊休農地認定されている農地ですが、今後は新しい所有者のもとで営農が期待されます。 なお、譲受人の経営農地は、すべて良好に肥培管理されており、権利取得後の農地についても、畑として、適正に利用すると認められます。 以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今の報告について、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 7 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。

議長（会長）	ご異議なしと認め、第 7 号議案の案件は許可することといたします。 次に、第 8 号議案、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 4-4 について、13 番、清水委員、お願いいたします。
清水委員	受付番号 4-4 につきまして、坂野推進委員さん及び事務局職員とで、2 月 2 日に調査した結果を報告します。 申請に係る農地、港区西茶屋三丁目の 1 筆は、現在譲受人の子会社がハウスでトマトの栽培を行っている場所の一部です。 今回、譲渡人が営農規模縮小のため、申請地を農地所有適格法人である譲受人に農地法 5 条に基づく所有権移転を行うため、許可申請されました。 許可後は、申請地をトマトの選別、箱づめなどを行う作業場として使用する予定です。 なお、譲受人は親会社であり、経営安定化のため、双方の利害が一致して本申請に至った旨申し添えます。 以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今の報告について、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 8 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 8 号議案の案件は許可することといたします。 次に、第 9 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 3-18 について、11 番、横井委員、お願いいたします。
横井（昭）委員	受付番号 3-18 の農地につきまして、2 月 6 日に安井委員と事務局職員とで現地調査をしましたので、結果をご報告いたします。 【熊澤委員出席】 受付番号 3-18 の中川区東春田二丁目の 2 筆の田、一色新町一丁目の 2 筆の畑は、故障により農作業が不可能になったことを受け、主たる従事者の証明願いが出されたものです。 東春田二丁目の 2 筆の田は稲刈り後の状態、一色新町一丁目の 2 筆の畑は大根、ブロッコリー、白菜が作付けされ良好に管理されていました。なお、病状については、医師の診断書と本人との面談により事務局が確認しております。 以上、証明することにつき何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 9 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 9 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 10 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。 本議案には、山口儀明委員の親族に関する案件が含まれております。農業委員会等に関する法律第 31 条に規定する「議事参与の制限」のため、山口儀明委員におかれましては本案件についてのご発言を控えていただきますようお願いいたします。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-49 について、2 番、成田委員、お願いいたします。
成田委員	受付番号 1-49 の農地について、小畠盛夫委員と事務局職員で、2 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。 申請地は、一体で、ミカンのほか、タマネギなどが、栽培されていました。 また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-50 について、3 番、山口委員、お願いいたします。
山口（幸）委員	受付番号 1-50 の農地について、久野隆博委員と事務局職員で、2 月 5 日に、現地調査した結果を報告します。

	申請地の、緑区大高町字猪根の1筆には、ビワや梅、ネギなどが、同2筆には、一体でかんきつ類やビワなどが、同1筆には、タマネギなどが、同2筆には、一体でイチジクやビワなどが、栽培されており、いずれも肥培管理良好でした。 また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号1-51及び1-52について、4番、近藤委員、お願いいたします。
近藤委員	受付番号1-51及び1-52の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、2月2日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号1-51、天白区鴻の巣一丁目の1筆には、大根やキャベツ、白菜などの野菜が、天白区焼山二丁目の1筆には、キウイフルーツやミカン、柿などが、受付番号1-52、天白区鴻の巣二丁目の3筆は一体で、柿やミカン、タマネギ、ブロッコリーなどが栽培されていました。 いずれも畑や果樹畑として良好に管理されており、願出者が自ら、引き続き農業経営されていることを確認しました。 以上、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号2-28及び2-29について、20番、石田委員、お願いいたします。
石田委員	受付番号2-28及び2-29の農地について、2月2日に木村委

	員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 受付番号 2-28 の申請地は田で、水稻収穫済みでした。 受付番号 2-29 の申請地は畑で、白菜、ネギなどが作付けされていました。 いずれの農地も、願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-30 について、7 番、川本委員、お願いいたします。
川本委員	受付番号 2-30 について、2 月 2 日に、松原委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は田で耕作準備中でした。願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-33 及び 3-34 について、22 番、伊藤委員、お願いいたします。
伊藤委員	受付番号 3-33 及び 3-34 の農地につきまして、2 月 2 日に事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-33 の中川区助光三丁目の 2 筆の畑にはブロッコリー、ネギ、白菜が作付けされ良好に管理されていました。 受付番号 3-34 の中川区大当郎二丁目の 2 筆の畑は耕作準備中、同 2 筆の畑にはブロッコリー、キャベツ、カリフラワーが、同 1 筆の畑にはカリフラワーが、前田西町二丁目の 3 筆の畑

	にはブロッコリー、ネギ、キクナが作付けされ良好に管理されていました。 以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-27 から 4-29 について、13 番、清水委員、お願いいたします。
清水委員	受付番号 4-27 から 4-29 の農地につきまして、坂野推進委員さんと事務局職員で、2 月 2 日に調査した結果を報告します。 受付番号 4-27 の藤前四丁目の 1 筆は畑で、タマネギ、ニンニク等が作付けされ、良好に管理されていました。 受付番号 4-28 のうち、藤高二丁目の 1 筆、藤高三丁目の 3 筆は田で、良好に管理されていました。藤前一丁目の 2 筆、藤高二丁目の 1 筆は、いずれも耕作準備中でしたが、良好に管理されていました。 受付番号 4-29 の藤高一丁目の 1 筆、藤高三丁目の 1 筆は田で、良好に管理されていました。 また、いずれの申請も、事務局において、申請時に申出人が引き続き農業経営をしていることを確認しております。 以上、調査の結果、証明するに問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-30 について、25 番、木村委員、お願いいたします。
木村（正）委員	受付番号 4-30 の農地につきまして、安井勝春委員さんと事務局職員で、2 月 2 日に調査した結果を報告します。

受付番号 4-30 の小賀須三丁目の 2 筆は、田で、良好に管理されていました。

事務局において、申請時に、申出人が引き続き農業経営をしていることを確認しております。

以上、調査の結果、証明するに問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 10 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 10 号議案の案件は証明することといたします。

次に、第 11 号議案、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による承認について審議を行います。

いわゆる特定農地貸付法は、市民農園の一種である「区画貸し農園」が一定の要件を満たした形で行われる場合には、「特定農地貸付け」として、農地法第 3 条の規制の対象外とすることを定めています。配付資料の①をご覧ください。

この中で、農業委員会が審査する事項は、この市民農園の貸付規程が、表の左側の要件に該当するかどうかであります。また、申請者の貸付規程の内容については、表の右側に記載してあります。

箕浦委員

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。第 11 号議案について、8 番、箕浦委員お願いいたします。

本件につきまして、2 月 5 日に若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

申請地は畑で、耕作準備中でした。

配布資料①をご覧ください。

始めに、1 号の「位置及び規模」についてですが、申請地周辺は住宅街となっており、点在する農地はあるものの集団性は無く、周辺農地に支障を及ぼすことのない適切な位置にあります。また、規模も他の市民農園と比較して妥当なものと思われます。

次に、2 号の「募集及び選考の方法」ですが、チラシ配布、WEB による周知により広く公募すると定めており、公平かつ適正なもの認められます。

次に、3 号の「貸付期間その他の条件」についてですが、期間は 1 年間とするなどの利用条件が定められており、どの利用者も同一条件となり適正と認められます。

また、運営管理受託者が開設者から管理運営を受託することを確認しており、利用者への指導や栽培アドバイス等を行うことにより、農地の適切な維持管理及び運営が確保できるものと考えます。

最後に、4 号ですが、申請地には小作権など所有権以外の権原に基づいて耕作する者がいないことも確認しています。

以上のことから、何ら問題は無いと思いますので、よろしく

	ご審議のほどお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 11 号議案の案件については、承認してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 11 号議案の案件は承認いたします。 次に、第 12 号議案、農用地利用集積計画の決定について審議を行います。こちらは、利用権設定の案件となります。 審議のポイントとして、配付資料②及び③をお配りしておりますので、ご覧ください。 それでは、17 ページの農用地利用集積計画案の第 22 号について、23 番、安井委員、お願いいたします。
安井（正） 委員	農用地利用集積計画案につきまして、2 月 6 日に事務局職員とで現地確認を行いましたので、結果をご報告いたします。 本件は、借受人が既に利用権の設定を受けており、再び申請地で野菜を栽培していきたいと希望され、所有者との間で合意に至り、利用権の申請がなされたものです。 申請地である中川区福島一丁目の 1 筆の畑は、令和 3 年から 3 年間適切に肥培管理されており、現在は耕作準備中で良好に管理されていたことから、今後も適正に耕作されると見込まれます。 設定する利用権は、貸借権であり、配布資料に記載のとおり、

	名古屋市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しております。 以上のことから、この利用権設定により、農地の有効利用につながるものと考えますので、ご審議のほど、よろしくお願い致します。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、18 ページの農用地利用集積計画案の第 23 号について、25 番、木村委員、お願いいたします。
木村（正） 委員	令和 5 年度第 23 号の農地利利用集積計画につきまして、2 月 2 日に、安井勝春委員さんと事務局職員で、調査した結果をご報告します。 本件は、借受人が、名古屋市の農地バンク制度を利用し、使用貸借している農地を引き続き使用貸借したいと申し出され、所有者との合意が整ったため、本申請がされたものです。 申し出の農地の港区西蟹田の 1 筆は畑で、面積は 120 平米です。農地には、キャベツ、ブロッコリー、大根、タマネギなどが作付けされ、良好に管理されていました。 借受人は、今後も、継続的な営農を行い、農用地の経営基盤強化につなげていくと見込まれます。 以上、調査の結果、問題はないと思われますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。
横井（慎） 委員	ひとつ確認したいんですが、配付資料の②。この支払方法なんですが、これは基本的な構想は金融機関の口座に振り込むこ

	とになってるんですが、4月1日に手渡し、現金で払うということ、これは可能なんですかね。ちょっとこれだけ確認したいと思いました。お願いします。
農政係長	事務局です。お手元の資料の23ページをご覧ください。そちらに別紙2ということで、表が載っているかと思います。その③の借賃の支払方法の2番のところがございます。 支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。というふうにございまして、持参することも可能ということになっております。
議長（会長）	いかがでしょうか。横井さん。
横井（慎） 委員	それがはっきり分かればいいです。
議長（会長）	よろしいですか。他にご意見はございますか。 ないようです。 それではここで、第12号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。16ページをご覧ください。 農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項及び同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「旧法」という。）第18条第1項の規定により、名古屋市が農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。

	理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、旧法第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。 それでは、第 12 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 12 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。 本日予定しました議案は以上でございます。 続きまして、報告に移ります。 報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。
農政課長	それでは、令和 6 年 1 月 5 日から令和 6 年 1 月 31 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、件数を簡潔にご報告させていただきます。 まず、1 ページから 11 ページにかけまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 23 件 続いて、12 ページから 21 ページにかけまして、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出が 30 件 続いて、22 ページから 59 ページにかけまして、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 97 件

続いて、60 ページから 61 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち賃借権設定に係るものが 4 件

続いて、62 ページですが、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち使用賃借権設定に係るものが 1 件

続いて、63 ページから 64 ページにかけまして、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知が 4 件

続いて、65 ページですが、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願が 1 件

続いて、66 ページですが、転用届出に係る訂正願が 1 件

続いて、67 ページですが、現況証明願についてが 1 件

それぞれ受理いたしております。ご報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

続きまして、報告（2）「遊休農地にかかる利用意向調査の実施状況」についてです。令和 5 年第 11 回農業委員会総会で認定した遊休農地に関して、「利用意向調査」の実施状況をそれぞれの地区農政課長から報告をいただきます。

それでは、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農政課長

東部・緑地区、番号 1-1 から 1-7 について、令和 5 年 12 月 4 日付けで発送して行いました「利用意向調査」の結果を報告します。

1-1 から 1-7 まで、回答については資料のとおり、「自ら耕

	作する」が3筆、「自ら権利の移転又は設定をする」が2筆、「農業上の利用を行う意思がない」が2筆でした。 若干除草がされた筆もありますが、いずれの農地も、従前のまま不耕作で、雑草繁茂の状態が続いています。今後も、引き続き指導を行ってまいりたいと考えています。 報告は、以上でございます。
議長（会長）	次に、西部・守山農政課長、お願いいたします。
西部・守山農政課長	番号2-1から2-36の36筆について、令和5年11月27日付けで発送した「利用意向調査」の結果を報告いたします。 36筆中13筆は、「農地中間管理事業を利用したい」との回答、2筆は「自ら耕作する」との回答、1筆は「自ら権利の移転、設定をする」との回答、14筆は相続放棄の状態、6筆は期限内に回答がありませんでした。 農地の状況は、昨年度と変わりありませんので、今後も引き続き指導を続けてまいります。 報告は以上です。
議長（会長）	次に、中川農政課長、お願いいたします。
中川農政課長	それでは、中川農政課管内の報告をいたします。7ページをご覧くださいと思います。 3-1から3-8の8筆について、報告いたします。 全8筆のうち1筆が「農地中間管理事業を利用する」、2筆が「自ら権利の移転又は設定をする」との回答があり、うち1筆は名古屋市農地バンクにも登録していただき、現在交渉中で

ございます。残り 5 筆が未回答となっております。未回答になっている 5 筆のうち 2 筆はすでに利用権設定をしており、1 筆は名古屋市の農地バンクへ登録していただきました。残り 2 筆につきましては、引き続き農地管理の意思確認をするとともに他の筆とも合わせまして耕作状況の監視を行ってまいります。

報告は以上でございます。

議長（会長）

次に、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

港区の遊休農地 26 筆について、令和 5 年 11 月 30 日付けで発送した意向調査の結果を報告いたします。

港区分は、8 ページからになります。

遊休農地 26 筆のうち、回答があったのは 15 筆、未回答は 11 筆でした。回答があった 15 筆の内訳としましては、「農地中間管理事業を利用する」が 3 筆、「自ら権利の移転又は設定をする」が 5 筆、「自ら耕作する」が 7 筆でした。

その中で、特に動きのあるものについて説明をします。「自ら権利の移転又は設定をする」と回答のあった 5 筆のうち、8 ページの 4-1 及び 4-2 につきましては、令和 5 年 12 月に、農用地利用集積計画が告示されており、改善に向けて動き出しております。11 ページの 4-22 については、今月、所有権移転許可申請が出されており、新たな所有者のものとでの耕作がされるものと思います。「自ら耕作する」と回答された 7 筆のうち、11 ページの 4-20 につきましては、現在、畝が作られ耕作準備中の状態となっております。

状況は以上のとおりとなっております、今後も、該当するすべての農地につきまして、所有者、相続人に対し、粘り強く指導・助言等を継続してまいります。

議長（会長）	以上で報告を終わります。 ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。 特にはないようです。 次第にはありませんが、私からご報告いたします。 1月の拡大運営委員会において、皆様から出された意見が法38条の趣旨に合致するかどうか検討を行い、結果を、「意見書の素案」としてまとめました。素案についてこの後開催する拡大運営委員会で、さらに検討を行う予定でございます。 以上、拡大運営委員会の状況報告を終わります。 報告については、以上でございますが、その他、何かありますでしょうか。 特にはないようです。 それでは、以上をもちまして、令和6年第2回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。
--------	--

閉会（午後2時41分）